

取調べの録音・録画の例外事由等について

○ 記録媒体

記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。ただし、被疑者が映像の記録を拒んだときその他の映像を記録することが著しく困難な事情があるときは、音声を記録することができるもので足りる。以下同じ。）

○ 例外事由

(一) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることが著しく困難であると認めるとき。

(二) 被疑者が記録を拒み、又は記録をすることにより十分な供述をすることができない旨の言動をしたとき（被疑者が記録を求める意思を明示した場合を除く。）んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

(三) (二)に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき（被疑者が記録を求める意思を明示した場合を除く。）。

(四) (二)及び(三)に掲げるもののほか、当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。